

平成24年9月13日

大阪市教育長 永井哲郎様

大阪市公正職務審査委員会
委員長 播磨政明



公益通報（第23-01-276号）の対応について（勧告）

標題について、本委員会（第1部会）において調査及び審議を行った結果、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」第9条第2項の規定に基づき、次のとおり改善を勧告します。

直ちに、必要な措置をとられるとともに、その内容を本委員会に報告してください。

記

1 通報概要

生野特別支援学校では、自分のこどもの卒業に備えて、保護者からの寄附金やバザーの収益金を積み立てる仕組みがあり、総額が300万円くらいになっており、それがいわゆる「裏金」として保管されていたが、当時の校長（以下「校長A」という。）が、そのお金を私的に流用した。また、校長Aが学校に就任した平成19年は、学校の創立40周年にあたるということを利用して、そのお金で校長室の応接セットを買い替えた。

さらに、校長Aはある学校事務職員（以下「学校事務職員B」という。）と一緒にになって同窓会積立金をつかい、地方で開催される校長会の後で、合流して一緒に旅行に行ったり、飲み歩いたりといった行動を続けていた。

2 調査結果

本件について、総務局監察部と教育委員会事務局が合同して、関係者からの事情聴取及び各種書類の確認等による調査を実施した結果、本件通報では指摘されていなかった事実も含め、次のような事実が判明した。

(1) 本件通報に関する団体会計について

本件通報では、生野特別支援学校における保護者からの寄附金やバザーの収益金を積み立てる仕組みがいわゆる「裏金」として保管されており、それが私的に流用されている、校長室の応接セットの買い替えに当てられている、さらに同窓会積立金が私的に費消されているとの指摘を受けている。

調査を進めた結果、通報との関わりが明らかになったものは、同窓会会計ではなくPTA会計であった。

そのPTA会計は、保護者、教職員の毎年の会費を収入とし、PTA運営費、PTA活動費に支出される本体の会計（以下「PTA本会計」という。）と節目の年に行う記念事業等に関する会計（以下「PTA周年事業会計」という。）という2種類の会計によって構成されており、PTA本会計からPTA周年事業会計へは、毎年10万円ずつ繰入れが行われていた。

また、PTA周年事業会計では、書類が残っている平成19年以降では、「創立40周年記念事業」と「新校舎記念事業」という2つの事業が実施されていた。

さらに、それ以外にも特別支援教育の振興に関する財団法人（以下「財団法人C」という）の生野特別支援学校支部（支部長はPTA会長）名義の会計があり、その口座に、PTAのバザーの収益金や寄附金が入金されていた。

上記の同窓会とPTA及び財団法人Cは、それぞれ目的を異にする別団体であるが、いずれの団体についてもその事務を当該学校の教職員が行っていた。

(2) 同窓会会計について

本件通報では、同窓会積立金について不正があると指摘されていたため、通報が行われた平成24年2月から同年7月までの間は、主として同窓会の会計について調査を実施した。

その結果、当該学校の同窓会は、「会員のおたがいの親しみを深め、向上をはかるとともに母校の発展に協力すること」を目的として結成されたものであって、卒業生が卒業に際し入会金として1,000円を納めるものとされ、会費は必要に応じて臨時に集めることができるとされていることから、収入は入会金が主であり、繰越金を入れてもその残高は20万円～30万円程度にすぎない。支出としても、平成24年現在では、年に1度同窓会の総会を開催する以外には事業を行うことがほとんどなく、当該会計では、寄附金やバザーの収益金の積立て等も行われていないことが判明した。

この会計において不適正な支出は認められなかった。

(3) PTA会計について

続いて、「学校の創立40周年にあたることを理由として」、物品を購入したとの指摘内容に基づき、周年ごとの記念事業に関係することが多いPTAの会計について調査を実施した。

ア そもそもPTA（Parent-Teacher Association）は、その名称のとおり学校園に在籍する子どもの保護者と教職員を会員として構成し、保護者と教職員が協力して、家庭と学校と社会における子どもの健全な成長をはかることを目的とする組織で、社会教育法第10条に規定する社会教育関係団体の一つであるとされている。

そして、教育委員会事務局は、PTA活動のうち、基本的に学校が教育事業を遂行するために必要なすべての活動を「校務」と位置付けて、教職員の職務を「校務」のうち職員に与えられて果たすべき任務・担当する役割として整理している。そのため、PTA活動を行うための会費の徴収や会計事務については、団体独自で行うことが望ましいが、PTA活動が学校教育活動と密接不可分であること、PTA会費が日常の教育活動に還元される経費を含むものであること、教職員が構成員であることなどを勘案し、PTAから学校長に対してPTA会計に計上された会計事務処理の依頼があった場合は学校長が会計担当を行う職員を定め、PTA会費の徴収や払い出しなどを職務として行わせる場合もあることを、教育委員会事務局は認めている。

当該学校のPTAの規約によれば、収入としては会費、事業収入及び自発的な寄附金があり、総会において議決された予算に基づき「父母と先生が協力して家庭と学校と社会における児童・生徒の幸福な成長を図る」ために支出できると定められている。PTA会計からの支出については支出決裁書の様式が定められており、支出請求者、出納責任者、教頭、校長、会計監査、会計、会長が押印し、検収担当者が検収し、押印することとなっている。

イ そして、当該学校においては、少なくとも平成18～23年度の間、大阪市職員である学校事務職員Bが、PTAの役員として会計の任にあり、PTA本会計及びPTA周年事業会計の通帳並びに当該通帳の届出印となっている印鑑（角印）を管理し、支出の手続や記簿などの任務に当たっていたとのことである。

さらに、学校事務職員Bは、PTAの会計としての役職の他にも、検収を担当しており、支出決裁書に基づいて購入された物品に関して、納入された物品が種類・数量も含め発注どおりの物品であるかどうかをチェックする担当者であったことも確認できている。

また、学校事務職員Bは、PTA本会計については年に2回程度、PTAの会長と保護者側の会計担当者及び会計監査担当者に一度に書類を確認してもらい、その際にまとめて押印してもらっていた旨を供述しているが、PTA周年事業会計については、物品の購入についてのPTA会長の判断は仰ぐものの、PTA総会等での予算・決算説明は行わず、会計監査を受けることもなかったことを認めている。

このように会計監査を受けていないこともあって、PTA周年事業会計に関する予算・決算に関しては資料が作成されておらず、収入・支出の記録が記載されている預金通帳についても、学校事務職員Bは「使用済みのものは自分が破棄した。」と主張しており、現物確認ができなかったため、通帳の再製を行った。

ウ これによって、PTA本会計からPTA周年事業会計への繰入れについては、預金の入金履歴に、該当すると思われる金額が計上されていることを確認したが、PTA本会計から出金された日とPTA周年事業会計に入金された日との間に平成20年度については1週間程度、平成22年度については1カ月程度開きがあった。

エ さらに、当該学校は平成19年度に創立40周年を迎えたが、当該年度のPTA周年事業会計の「創立40周年記念事業の支出報告書」という書類には、収入欄に寄附の項目が記載されており、合計で165,000円が計上されていたが、その後、平成23年度まで、PTA本会計・PTA周年事業会計ともに、収支報告書等に寄附に関する記載はなかった。この報告書によると、同事業内容として校長室応接セットとして265,800円と記載されており、通報指摘の応接セットは、このPTA周年事業会計からの支出であったことが判明した。また、次の記念事業への繰越金は4,951,864円であった。

(4) PTA本会計における書類の不備について

学校事務職員Bは、PTA本会計で購入した物品の検収は適正に行っていた旨を主張しているが、支出決裁書に記載された実支払額の金額と支出決裁書に添付された領収書に記載された金額とが不一致であるものが見られた。例えば、平成19年度の「郵送用切手他購入」に関する支出決裁書では、支出予定額が1万円とされ、実支払額も同様に1万円とされているが、5,600円分の領収書しか添付されていなかった。また、支出決裁書の摘要欄の記載と領収書の内訳が一致していなかった。なお、この支出決

裁書は、学校事務職員Bが書類を作成し、検収担当者や出納責任者も学校事務職員Bとなっている。

この平成19年度の「郵送用切手他購入」の不一致に関して、学校事務職員Bは、「今となつては、その理由等を正確には覚えていないが、(このような書類になっている以上、)結果的には自分のところにお金があると言われても仕方がない。」といった旨の供述を行っている。

また、退職者や長期勤続表彰者への記念品の購入、人権講演会などの講師謝礼の支払い等の関係書類などについては、領収書が全く添付されていないものもあり、中には領収書が添付されていない理由すら記載されていないものもあった。例えば、平成23年度の「平成22年度末退職者記念品料」においては、対象となる退職者の氏名(5名)と単価が5,000円である旨は記載されているものの、実際にどのような物品が購入されたのかを示す書類や物品購入に伴う領収書は添付されておらず、退職者からの受領証なども添付されていなかった。

なお、この平成23年度の「平成22年度末退職者記念品料」に関して、学校事務職員Bは、「慣例的に領収書は添付していないが、実際に記念品はお渡ししている。」と主張している。

(5) P T A周年事業会計からの新校舎記念事業における不正な支出について

P T A周年事業会計からは周年記念事業だけでなく新校舎記念事業に関しても支出がなされているが、この支出について、次に述べるような不正なものが確認された。

ア 支出の裏付けが全くないものについて

P T A周年事業会計の通帳から、平成22年7月22日に10万円、同月23日には60万円の合計70万円が2日に分かれて口座から引き出されていたが、これらに対応する支出決裁書は添付されていなかった。

この合計70万円について、学校事務職員Bは、「(平成22年度の)『いくとくまつり』の入場券購入者へのお釣りの500円玉を用意するために10万円、その入場券に添付する1,000円分の金券の半額補助分(P T A負担分)として60万円を、それぞれ当時のP T A会長の指示によって引き出したものであり、事務が輻輳している中で、返金処理を忘れていた。」と主張している。

しかし、平成22年度の「いくとくまつり」に関しては、事前の準備費用も含め、全額P T A本会計から支出が行われている。そもそも、学校事務職員B自身が作成した平成22年9月3日付けの支出決裁書で、「いくとくまつり」の精算が行われており、そこには入場料収入115,000円に対して、支出合計が718,275円であることや、P T Aが精算時点以前に負担した165,033円を控除した438,242円をP T Aが負担することが記載され、実際にP T A本会計から438,242円全額が支出されている。従って、この70万円の支出は学校事務職員Bの主張するような「いくとくまつり」のためには全く使われず、学校事務職員Bが不正に領得していたことになる。

なお、「いくとくまつり」とは、さかなつりやスマートボールすくいなどのゲームを楽しむ場や飲食店の屋台が設けられ、舞台鑑賞なども行われる生野特別支援学校における、文化祭的な催しである。

イ 虚偽の領収書が添付されていたものについて

「平成22年3月31日決裁の新校舎スクールロッカー追加分」(59,600円)と「平成23年8月3日決裁のP T A事務用パソコン・プリンター」(92,750円)については、

実際には納品は行われておらず、学校事務職員Bは、領収書も業者から受け取った白紙の領収書に自ら金額を記入したものであることを認めている。

これらのうち、「平成23年8月3日決裁のPTA事務用パソコン・プリンター」については、現在PTAを担当している教員から、「当該領収書に記載された業者に確認を行ったところ、平成23年8月ごろに生野特別支援学校にパソコンやプリンターを納入したことはないとの回答を得ている。」との供述が得られており、「平成22年3月31日決裁の新校舎スクールロッカー追加分」についても、総務局監察部の電話照会に対して、納入したとされる業者から「そもそもスクールロッカーは取り扱っておらず、納品したことはない。」との回答が寄せられている。

また、学校事務職員Bは、「平成23年8月3日決裁のPTA事務用パソコン・プリンター」について、「PTAを担当する教員から、PTA事務用のパソコンとプリンターが壊れたとの申告があったため購入したが、後に壊れていないことが判明したため、返品を行い、返金を受けた。」旨を当初主張していたが、納品すらされていなかったことが判明した後は、「パソコンが壊れたとの申告を受けて、購入手続を行ったが、後に壊れていないと判明したため、納品自体行われていない。」と主張を変更した。そうであるなら、支出そのものに根拠がないだけでなく、平成23年度当時、当該学校でPTAを担当していた教頭は、そもそもPTA事務用のパソコンが壊れたことはないと否定しており、その他の資料からも平成23年にPTA事務用のパソコン・プリンターが故障したという事実は確認されていない。

従って、これらについては、いずれも納品がなく、業者に代金が支払われておらず、学校事務職員Bがこれらの金員を不正に領得しているという他ない。

ウ 実際の支払金額に、上乗せされた資金が引き出されていたものについて

「平成23年4月13日決裁のPTA物置設置工事」(475,965円)については、実際の支出金額よりも10万円多い金額(575,965円)を、学校事務職員Bは、口座から引き出している。

その10万円の引き出しについても根拠はなく、学校事務職員Bがこれを不正に領得したという他ない。

(6) 上記「(5)」の不正な支出に関する対応について

上記「(5)」「ア」の70万円、上記「(5)」「イ」のうち「平成23年8月3日決裁のPTA事務用パソコン・プリンター」の92,750円、上記「(5)」「ウ」の「平成23年4月13日決裁のPTA物置設置工事」の超過分10万円の合計892,750円に関しては、本件調査が行われている間の平成24年8月16日に学校事務職員Bから、当該学校で現在PTA業務を担当する教頭に対して、突然、理由も明らかにされずに返還され、その場でPTA周年事業会計の口座に入金されているが、それらの金銭が口座から引き出されてから教頭に返還されるまでの間、学校事務職員Bはこれらの金銭を自ら取得していたことを認めている。

また、上記「(5)」「イ」のうち「平成22年3月31日決裁の新校舎スクールロッカー追加分」の59,600円に関する返金も行われていない。

(7) PTAのバザー収益金の入金口座について

本件通報の調査過程において、少なくとも平成19年度以降、当該学校においてPTAが主催しているPTAのバザーの収益金が、財団法人Cの生野特別支援学校支部の口座に入金されていることが判明した。

(8) P T A会計の支出決裁書における不適正について

当該学校のP T A会計の支出決裁書は、前記のとおり、P T A本会計及びP T A周年事業会計ともにP T A会長の他に、学校の職員である校長及び教頭が承認を行う書式となっている。

P T A本会計の支出決裁書については、P T A会長・会計・会計監査・校長・教頭・支出請求者・出納責任者・検収のそれぞれについて押印がなされている書類がほとんどであるが、P T A周年事業会計のうち「新校舎記念事業」については、P T A会長と校長の押印欄を除いた「会計・支出請求者・出納責任者・検収」の欄のすべてについて学校事務職員Bが押印し、会計監査・教頭欄に押印が行われていないものが多数見受けられ、中にはP T A会長の押印すらなされていないものがあった。

また、学校事務職員Bは、校長Aが退職した平成23年3月末以降も校長Aの印鑑を個人的に預かって管理し、「新校舎記念事業」に関する支出決裁書などに校長Aの退職後の日付で勝手に押印をしたことがある旨を認めている。

(9) 寄附收受手続の欠缺について

当該学校においては、P T A本会計・P T A周年事業会計ともに学校に対する寄附目的で購入され、実際に学校に引き渡されている物品が多数あったが、調査時点では、それらについての寄附收受の手続はとられていなかった。

例えば、平成19年度に実施された創立40周年記念事業での購入物品の一つに、通報で指摘された校長室応接セット(265,800円)が含まれているが、この校長室応接セットの購入に当たっては、書類上、支出報告が行われている外観を呈していることから、P T A内部での意思決定は行われていた蓋然性は高いものの、調査を実施した時点では、寄附收受の手続は取られていなかった。

その後、平成24年8月31日付けで、教育委員会事務局から寄附收受の手続が取られた旨の報告を受けている。

(10) 出張先での旅行・飲み歩きについて

学校事務職員B以外の学校事務職員や当時の教頭へのヒアリングにおいては、校長Aと学校事務職員Bとが、出張先での旅行や飲食についてP T Aなどの団体から不正に資金を引き出していることを客観的に裏付けることのできる証拠や証言は得られなかった。

この点については、総務局監察部のヒアリングにおいて、学校事務職員Bは、「富山で開催されたP T Aの全国大会に、急に都合が悪くなった会長の代わりに参加したことはあるが、その時にも、P T Aなどの団体のお金を不正に使って飲み食いをしたことは断じてないし、それ以外の機会に校長Aと飲みに行った際にも、奢ってもらうことはあっても、奢ることはなく、団体のお金を不正に使ったこともない。」と主張している。

しかし、学校事務職員Bが、「P T A会長の代わりに参加した」というP T A連合会の大会は、知的障害教育の向上発展を促進することを目的として研究協議を深める大会であり、P T Aの書類上は校長Aと当時のP T A会長が参加したことになっており、P T A会長分の大会参加費、参加登録手続手数料、宿泊費、懇親会費(合計18,800円)は、すべてP T Aが負担している。

なお、この大会参加に関する支出決裁書についても、学校事務職員Bが作成し、校長Aが押印している。

(11) その他の不適正資金の存在について

現在の生野特別支援学校の校長は、教頭試験に合格した平成16年度に、当時当該学校で教頭であった校長Aから「手元に（わからん）自由にできるお金を持っている。」と聞き、校長に着任した平成23年の春ごろの勤務時間外の飲み会の場で、校長Aから「生野のは、もう無いで。」と言われたと供述している。なお、現校長は、その話を聞いた際、お金の性質や、なぜ無くなったのか等の詳細については、質問していないとのことである。

また、学校事務職員Bは、当該学校について「預け」等の不適正な資金はないと強く主張しているが、「他にも領収書が漏れているものや、（支出決裁書と領収書の）記載内容にずれがあるものもあると思う。」などと発言しており、現在判明しているもの他にも不適正な処理が行われている可能性は非常に高い。

(12) 校長Aに対するヒアリングについて

総務局監察部及び教育委員会事務局は、校長Aに対して再三にわたり調査への協力を求めたが、校長Aが体調不良を訴えたこともあり、ヒアリングを実施することはできなかった。

3 特記

平成24年2月3日付けの特別支援学校における不正な超過勤務に関する勧告における職員Cと本件の学校事務職員Bは同一人物であり、当該勧告「4」「(2)」で記載した学校長と本件の校長Aも同一人物である。

また、PTAや財団法人Cは大阪市とは別組織であるため、それらの意思決定の内容等については、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」の対象外の事項であるため、調査対象としていない。

4 判断

以上の調査結果をもとに、検討を行ったところ、次のとおり判断するに至った。

(1) PTA業務について

上記「2」「(3)」「ア」にもあるように、教育委員会事務局は、PTA活動のうち、基本的に学校が教育事業を遂行するために必要な活動を「校務」と位置付け、PTAから校長に対してPTA会計に計上された会計事務処理の依頼があった場合については教職員の職務として行わせる場合もあると整理している。

しかし、この整理に従うとしても、PTAの活動だからといって学校の教職員が野放図に関与できるわけではなく、PTA自体が本来行うべき団体固有の業務について、大阪市の職員が何らの手続を経ることもなく、事務に携わっていることについては、職務専念義務の観点からは問題があると言わざるをえない。

(2) 金銭の不正な取得について

本件の調査で確認できた範囲では、いわゆる「裏金」は確認できなかったものの、学校事務職員Bが、PTA周年事業会計から少なくとも952,350円、PTA本会計からも少なくとも4,400円を、正当な理由なく引き出し、自己のために取得していたことが判明している。

これらは、明らかに不正な金銭の取得である。

なお、不正な金銭の取得の大部分にあたる892,750円については、平成24年8月16日

にPTA会計に返金されたものの、上記「2」「(4)」で述べた郵送用切手購入のために引き出され、実際には使用されなかった4,400円や、上記「2」「(5)」「イ」で述べたスクールロッカーの代金として引き出した59,600円については、未だに返金されていない。

(3) PTA会計の書類の信憑性について

学校事務職員Bは、学校長Aの印を預かって支出決裁書に勝手に押印していたことを認めており、PTA本会計については年に2回程度しか会長や会計担当者の押印(決裁)を得ていなかったとの供述を行っている。

また、業者から白紙の領収書を受領して、支出決裁書に証拠として添付するなどの不正も発覚しており、当該学校のPTA会計の書類全般の信憑性は著しく低いものと言わざるをえない。

(4) PTA会計における収入について

当該学校では、上記「2」「(3)」「エ」でも述べたように、平成19年度以降平成23年度まで寄附金に関する記載はない。PTA自体は「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」の対象となる団体ではないため、寄附金の有無等について調査はできないものの、これまで述べてきたように会計書類全般について、多くの問題点がある中、支出だけに不正が行われていたと限定する理由はなく、収入部分についても、今後調査を行うことが望ましいものとする。

(5) 校長Aの責任について

上記「2」「(3)」「イ」で述べたように、PTA本会計については年に2回程度、PTAの会長と保護者側の会計担当者に見てもらう程度であり、PTA周年事業会計については会計監査すら受けていなかったという実態からすれば、PTA会計についてPTA会長は事後承諾を行うのみであって、PTAからPTA会計に計上された会計事務処理の依頼を受けた学校長が事実上の決定権者であったと言わざるを得ない。そうした中、自らの権限で会計担当を行う職員を学校事務職員Bと定め、その職務としてPTA会費の徴収や払い出しなどを行わせていた当時の上司であった校長Aには会計担当を行う職員がPTA会費の徴収や払い出しなどについて不正を行わないよう指導監督すべき職責があったのであるから、PTA会計について規約等で定められたチェックなどを適正に行っていれば、これらの不正は未然に防ぐことは容易であったと言わざるをえない。

また、平成22年度末にPTA会計に関する書類等を現在の校長に引継ぎを行うに際して、少なくとも校長Aが通帳等の確認をしていれば、その時点で不正に気付くこともできたはずである。これらの義務を怠った校長Aの責任は重大である。

さらに、上記「2」「(10)」の富山で開催されたPTAの全国大会について、校長Aは、学校事務職員Bが参加費用を負担していないことを承知した上で、学校事務職員Bとともに参加しているのであり、当該不正な支出を糾さなかったことについては、大きな責任があるものとする。

(6) PTAのバザー収益金について

上記「2」「(7)」で述べたように、PTAのバザー収益金が財団法人Cの生野特別支援学校支部の口座に入金されていることが判明した。PTAが主催するPTAの事業収益であり、書類上もPTAのバザーであることが明記されていることから、財団法人Cの収益ではなく、PTAの収益として計上すべき性質のものであるとする。

なお、財団法人Cの生野特別支援学校支部の役員を当該学校のPTA役員が兼務し、会計決算報告も当該学校のPTA総会で報告されていることなどから考えると、同支部の口座は、実質的にはPTAの会計として扱われている可能性が高いが、なぜPTAのバザー収益が財団法人Cの生野特別支援学校支部の口座に入金されるに至ったのかは不明である。

また、そもそも財団法人Cの業務を財団法人の役職員でもない生野特別支援学校の教職員が行うことができるのかについても疑問がある。

(7) 本件の再発防止について

本件では、長年にわたり1人の職員がPTAの会計業務を行っていたことや、この職員が会計担当者と検収の担当者を兼ねていたこと、周年事業会計については全く監査が行われてこなかったことにも、不正が発生した原因があると思われる。上記「2」「(4)」でも述べたように、既に不正が確認されたもの以外にも、領収書が添付されておらず、添付がされていない理由すら記載されていない書類については、検収自体が適正に行われていなかったものと考えられる。二度とこのような不正を引き起こさないためにも、PTAから依頼を受けた校長は依頼の趣旨に沿い、会計担当を行う職員を長期間固定させることがないように配慮し、規約等で定められたチェックを適正に行うとともに、教育委員会としてはこのようなPTA会計の事務処理のあり方についても再検討する必要があるものとする。

5 勸告

以上の判断に基づき、次のとおり勸告する。なお、平成25年3月末日までに必要な措置を完了し、本委員会へ措置状況を報告すること。

- (1) 生野特別支援学校のPTA会計について、残存する書類を再度精査し、収入・支出のそれぞれについて適正か確認するとともに現物確認も実施し、不正な支出が行われたものや収入が適正に計上されていないものがあれば、関与した担当者からPTAに返金させるなどの必要な措置をとること。
- (2) 生野特別支援学校において、財団法人Cの生野特別支援学校支部の会計を当該学校の教職員が行っていた根拠を明らかにするとともにPTAバザー収益がなぜ財団法人Cの口座に入金されるに至ったのかの経過も含め、財団法人Cの生野特別支援学校支部の口座及び会計について調査を行い、PTAへの資金振替などの必要な措置をとること。
- (3) すべての大阪市立の学校について、教職員が事務を行っている団体に関して、現在職務として行っていることに関する根拠及び妥当性を再確認するとともに、教職員が支出に関与している団体会計については、支出の根拠となる資料の再確認を行うこと。
- (4) 上記「(1)」「(2)」「(3)」に関連し、金銭の不正な支出等が確認された場合には、その内容を、本委員会に報告するとともに公表し、速やかに会計書類のチェック体制の再構築などの再発防止措置をとること。
- (5) 上記「(3)」に関連し、勤務時間中に教職員が事務を行う必要があるものについては、職務免除の手続きを取らせるなど、適正化を図ること。

(調査及び審議に関与した委員の氏名)

播磨政明委員、大西寛文委員、大砂裕幸委員